

めぐるかがやきプロジェクト NEWS

新たな区民センター等整備・運営事業の進捗状況をお知らせします



区民センターは、約50年にわたり地域の皆さんに愛されてきました。区は、新たな区民センター等整備・運営事業を区有施設見直しのリーディングプロジェクトに位置付け、プロジェクト名を区民募集により「めぐるかがやきプロジェクト」と決定しました。時代に合わせてさまざまな機能が融合する施設づくりを目指しています。

問資産経営課 ☎5722-9876、☎5722-6134

めぐるかがやきプロジェクトはPFI方式(*)により実施し、6月の事業者公募に向けて検討を進めています。このたび、新たな目黒区民センターの基本計画を踏まえながら、実施方針や要求水準書などの案を作成しました。

今回作成・公表する資料

事業者公募を適切に実施するため、一部資料を公表します。

▶実施方針

- 事業の内容 ●区と事業者とのリスク分担
- 民間事業者の公募・選定に関する事項 ほか

▶要求水準書案

- 施設整備業務の要求水準
- 施設が完成した後の維持管理・運営業務の要求水準 ほか

▶民間収益事業の実施条件案

- 貸し付け料の考え方 ●想定する施設機能・用途 ほか

▶サービス対価の算定・支払い方法案

- サービス対価の策定・支払いの考え方
- サービス対価の改定の考え方 ほか

☞めぐるかがやきプロジェクトの実施方針や要求水準書案などの全文は、区☎(コード①)でご覧になれます。



※PFI方式ってどんなもの？

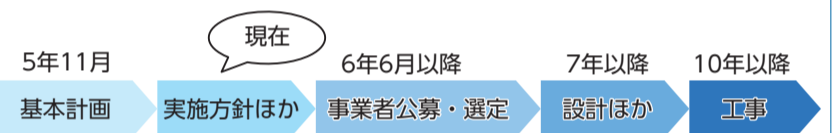
公共施設などの建設管理や運営を民間事業者のノウハウなどを活用して行う手法です。

▶ご意見をお寄せください

書式は問いませんが、めぐるかがやきプロジェクトへの意見と明記の上、住所、氏名(団体の場合は、所在地、団体名、代表者名)、在勤・在学者は所在地、名称を書いて、郵送(持参可)、FAXまたは専用☎(コード②)で、2月22日(必着)までに、総合庁舎本館4階資産経営課(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、☎5722-6134)へ。頂いたご意見に個別の回答はしませんが、要旨を取りまとめて公表します(原文、住所・氏名などは公表しません) ②



スケジュール (予定)



高 後期高齢者医療制度の給付制度

☞国保年金課後期高齢者医療係 ☎5722-9838、☎5722-9339

後期高齢者医療制度は、75歳以上のかた(65~74歳で障害認定を受けたかたを含む)が加入する医療制度です。医療費の一部負担金(1~3割)の支払いで診療を受けられるほか、次のような給付制度があります(いずれも申請が必要)。

◆高額介護合算療養費

後期高齢者医療制度と介護保険制度で、1年間(4年8月~5年7月)に支払った世帯合計額が限度額(表1)を超えた場合、差額を支給します。対象者には3月中旬に申請書を送付します。

表1

所得区分(★)	後期高齢者医療と介護保険制度の世帯合計額
現役並み所得	Ⅲ 212万円
	Ⅱ 141万円
	Ⅰ 67万円
一般(Ⅱ・Ⅰ)	56万円
住民税非課税ほか	区分Ⅱ 31万円
	区分Ⅰ 19万円

- ・高額療養費、高額介護サービス費支給後の金額が対象
- ・世帯の総支給額が500円以下の場合は支給なし
- ・後期高齢者医療制度または介護保険制度の自己負担額が0円の場合は対象外

★ 所得区分

所得区分	判定基準	負担割合
現役並み所得	Ⅲ 世帯の被保険者のうち住民税課税所得が最も高いかたの課税所得が690万円以上	3割
	Ⅱ 380万円以上690万円未満	
	Ⅰ 145万円以上380万円未満	
一般	Ⅱ 28万円以上145万円未満ほか	2割
	Ⅰ 28万円未満	
住民税非課税ほか	区分Ⅱ 区分Ⅰに該当しない	1割
	区分Ⅰ 世帯全員の所得が0円のかた(公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算)	

◆療養費

次のいずれかの場合、支払った医療費のうち一部負担金を除いた額を支給します。

- やむを得ず、被保険者証を提示せずに受診
- 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具費、はり・きゅう・あんま・マッサージの施術、骨折・捻挫などで受けた柔道整復師の施術
- 海外で受けた治療(治療目的で渡航した場合は対象外)

◆移送費

医師の指示により緊急的な必要性があって移送された場合に、やむを得ないと保険者が認めた場合に限り、移送費を支給します(転院・退院時、検査目的、タクシー利用、自宅からの移送などは対象外)。

◆高額療養費

1カ月ごとの自己負担額が限度額(表2)を超えた場合、差額を高額療養費として支給します。対象者には、診療月から約4カ月後に申請書を送付します。一度申請すると振込口座が登録されるため、次回以降は申請不要です。

表2

所得区分(★)	1カ月の自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	入院と外来の合計額(世帯ごと)
現役並み所得	Ⅲ 252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1%(140,100円)	
	Ⅱ 167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1%(93,000円)	
	Ⅰ 80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1%(44,400円)	
一般	Ⅱ 6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10%または18,000円のいずれか低いかた(*144,000円)	57,600円<44,400円)
	Ⅰ 18,000円(*144,000円)	
住民税非課税ほか	区分Ⅱ 8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	15,000円

※〈 〉内は、過去1年間に高額療養費の支給が3回あった場合、4回目以降から適用になる限度額
*外来診療における、1年間(4年8月~5年7月)の限度額

◆葬祭費

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなった場合、葬儀を行ったかた(喪主)に7万円を支給します。申請期間は、葬儀(告別式)の翌日から2年以内です。